



医療法人社団 桜会

身体的拘束等適正化のための指針
(身体拘束廃止指針)

令和 7 年 7 月 1 日新規制定

身体的拘束等適正化のための指針 (身体拘束廃止指針)

(目的)

1. 医療法人社団 桜会では、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 13 条第 4 項の「介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。」を受け、利用者の人権を尊重する「拘束をしない介護」の徹底を目的として、本指針を制定する。

(身体拘束の定義)

2. 拘束の種類と範囲について以下の通り定める。

厚生労働省通知には、「身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体、または衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう」となっており、狭義の身体を拘束する行為のみならず行動を抑制する行為、制限する行為も含まれる。

 - (1) 身体拘束にあたる具体例
 - ア 徘徊しないように、車椅子や、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - イ 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - ウ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
 - エ 点滴・経管栄養チューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
 - オ 点滴・経管栄養チューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - カ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
 - ク 脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ケ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - コ 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
 - サ 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

(身体拘束についての考え方)

3. 利用者及び家族等への説明について当施設の考え方について以下の通り定める。
 - (1) 家族等より拘束の依頼があった場合
 - ア 「身体拘束」を前提とした入所の依頼があった場合は、利用者及び家族等と十分に

話し合い理解を得る事に努め、「転落予防」「怪我の予防」であっても「拘束をしない介護」を目指すこと。

- イ 「拘束をしない介護」の工夫をしても、転倒による骨折やケガ等の事故が発生する可能性はあるが、その方らしく活動的に生活する為に、「拘束しない介護」の取り組みをすること。

(2) 緊急やむを得ず「身体拘束」をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人又はその他の利用者等の生命、身体を保護する為、一時的に「身体拘束」を行う事がある。

ア 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合を言います。

イ 緊急やむを得ない場合とは、利用者本人にとっての状態であり、事業者側の状態ではありません

ウ 一時的に身体拘束を行う場合とは、次の 3 点の要点をすべて満たした場合に限ります。

- ・切迫性 : 利用者本人又は他の利用者の生命・身体が危険にさらされている可能性が著しく高い
- ・非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外の介護方法がない
- ・一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(身体拘束を行う場合の手続き)

4. 身体拘束を行う場合の手続きについて定める。

(1) 手続きの手順

ア 第一に他の代替策を検討する

イ 実施にあたっては、原因となる症状や状況に応じて、必要最小限の方法で行い、安全性・経過確認の方法についても検討を行う。

ウ 事前に施設長の判断を仰ぐ。

エ 事前に家族等に連絡をする。

オ 事前に身体拘束・事故対策委員会及び緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、「身体拘束に関する計画書」を作成する。

カ 身体拘束実施期間中は、状況の記録を作成する。

キ 身体拘束の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除する。

(「身体拘束廃止委員会」の設置)

5. 施設内で身体拘束が行われているかどうかや手続きが適正にされているかどうかの確認のため、事業所内に「身体拘束廃止委員会」を設置する。

(1) 委員会の役割

- ア 毎月1回定期開催の委員会で、ケア等に苦慮している利用者を対象に身体拘束に至らないようケアの手法等を広く周知させ意識・知識・経験を向上させる。
- イ 職員の新規入職時と毎年度2回以上、身体拘束に関する研修を行い、身体拘束をしない・させない風土づくりを実践していく。
- ウ 万一身体拘束が疑われる・しなければならない事例が生じた場合、各部署から身体拘束の有無や実態について報告を受け、適切な手順のもと実施されているか聞き取り調査を行う。
- エ やむを得ず身体拘束を行う場合、本指針3条(2)に準じて適正に行っているかどうかを調査する。
- オ 当該委員会のメンバーは、施設長、事務長、看護師長、介護支援専門員・相談員、介護職員、看護職員、理学療法士・作業療法士等(欠員ある場合あり)で組織する。

(閲覧に関する基本方針)

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- (1) この指針については法人のホームページに掲載し公表する。
- (2) 身体的拘束等の状況及び個別の状況については、利用者及び家族関係者からの求めに応じ、閲覧することができるものとする。

(附則)

この指針は、令和7年7月1日より施行する。